

中野区教育委員会会議録 平成26年第33回定例会

○開会日 平成26年11月21日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時04分

○出席委員

中野区教育委員会委員長職務代理	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○欠席委員

中野区教育委員会委員長	小 林 福太郎
-------------	---------

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	奈 良 浩 二
副参事（子ども教育経営担当）	辻 本 将 紀
副参事（学校再編担当）	石 濱 良 行
副参事（学校教育担当）	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事（子ども教育施設担当）	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	高 橋 綾 菜

○会議録署名委員

委員長職務代理

渡 邊 仁

教育長

田 辺 裕 子

○傍聴者数 12人

○議事日程

[協議事項]

(1) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について (学校教育担当)

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

① 学校統合委員会の設置について (学校再編担当)

② 平成26年度いじめの対応状況について (指導室長)

③ 平成27年度教科書採択の実施について (指導室長)

中野区 教育委員会
第 3 3 回定例会
(平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日)

午前10時00分開会

渡邊委員長職務代理

おはようございます。

本日は、小林委員長が所用により会議を欠席いたします。したがって、本日の会議は私が委員長職務代理者として職務を行いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、教育委員会第33回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況ですが、小林委員長が欠席です。

本日の会議録署名委員は、田辺教育長をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

ここで傍聴の方にお知らせします。本日の事務局報告事項の1番目から3番目の資料は、いずれも区議会へ報告前の資料となりますので、後ほど回収をさせていただきます。傍聴の方はご退室の際に、事務局へ各資料の返却をお願いいたします。

それでは日程に入ります。

<協議事項>

渡邊委員長職務代理

協議事項「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」の協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

副参事（学校教育担当）

それでは、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」、ご説明をいたします。

まず1番目、「指示の内容」でございますが、中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定につきまして、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づきまして、教育長の臨時代理による事務処理を指示するというものでございます。

2番目、「指示する理由」でございますが、平成26年、ことしの特別区人事委員会勧告に伴います中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成26年11月28日に区議会での議決が得られた後に、同日で当該一部改正条例が公布される見込みでございます。しかしながら、当該一部改正条例の公布とあわせまして、勤勉手当の支給割合に係る規定を改めるための中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正を行いまして、公布をする必要がございます。しかしながら、本件の規則改正を行うに当たりましては、上記の条例改正の議決後速やかに条例の規定に基づきまして、特

別区の人事委員会に承認申請を行いまして、人事委員会から当該承認を得た上で一部改正規則の議決、そして公布の手続を行う必要がございますので、本件の事務処理については教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示するというものでございます。

なお、先週の教育委員会におきまして、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続に係る教育長の臨時代理による事務処理の指示についてのご協議をお願いしたところでございますが、今回それに加えまして、当該規則の一部改正手続につきましても臨時代理及び事務処理の指示が必要になったものでございますが、これは先週の段階では、この規則の施行時期が定まっておらず、今週の18日になって規則の施行時期が11月30日までに行う必要があるということが、特別区人事委員会から示されたためでございます。

それでは、資料の3番目でございます。「今後のスケジュール」でございますが、11月25日に教育長の臨時代理による条例改正手続の決定、そして議案の提出依頼。翌26日に区議会に議案の提出、そして、28日に区議会での議案の議決の予定でございます。それに伴いまして、一部改正条例が公布、そして今回の一部改正規則につきまして、人事委員会の承認の申請を行いまして、承認後、教育長の臨時代理による一部改正規則の決定、そして公布という流れになってございます。そして次回、12月5日の教育委員会第34回定例会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理についてのご報告をさせていただきたいと考えてございます。

最後、4番目、ことしの人事委員会勧告の概要につきましてはごらんのとおり、月例給については給料表の引上げ、特別給については支給月数を引上げ、それと地域手当の支給割合を引上げという内容となっております。

説明は以上でございます。

渡邊委員長職務代理

ありがとうございました。

それでは、各委員からご質問、ご発言ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

これは、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正、前回出ましたけれども、それに伴って18日から追加があつて、その部分もあわせて一緒に教育長の臨時代理による事務処理でお願いしたいというふうに解釈してよろしいわけでしょうか。

副参事（学校教育担当）

先週の段階では、改正の内容については決まっておりましたが、施行の時期について定まっていなかったので、11月30日までに行う必要があるということが18日になってわかりましたので、今回お願いするというものでございます。

渡邊委員長職務代理

ありがとうございました。

何かございませんでしょうか。

高木委員

2番、「指示する理由」の下から3行目、「得た上で、一部改正規則の議決」とあるのですが、主語がないので確認なのですが、ここの部分が中野区教育委員会における一部改正規則の議決という理解でよろしいのかというのが1点と、あと、「指示の内容」のところには、一部を改正する規則の制定とありますが、この一部を改正する規則の制定ということと、一部改正規則の議決というのは、結果的に同じことなのではないかという確認です。

副参事（学校教育担当）

1点目につきましては、委員のおっしゃるとおりでございます、教育委員会での議決でございます。2点目につきましては、その議決を得た上での制定の事務処理手続というような内容でございます。

渡邊委員長職務代理

よろしいでしょうか。ほかにご発言ございませんでしょうか。

なければ、ここでお諮りをいたします。

本件「中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の決定につきましては、教育長の臨時代理による事務処理を指示することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊委員長職務代理

ご異議ございませんので、本件につきましては教育長の臨時代理による事務処理を指示することに決定しました。

以上で協議事項を終了いたします。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

渡邊委員長職務代理

次に、報告事項に移ります。

まず、委員長、委員、教育長報告です。

11月14日、第32回定例会以降の委員の活動について、各委員から報告がございましたらお願いいたします。

大島委員。

大島委員

今週は特にございません。ただ、先日、テレビで教頭先生がすごく忙しいという。これは中野区ではなく、別の県の話だったのですけれども。なり手が少なくてというような、そういうものを取り上げた特集をやっておりまして、中野区では教頭先生ということではなく、副校長という職員なわけですけれども、それで中学校においては副校長先生の負担を減らすために中野区の事務職員の方がいて、事務的な部分についてはその方が主として行うというような体制を取りつつあるということなのですけれども。ちょっとそれを思い出しまして、副校長先生の負担とその軽減措置のあたりの状況はどうかなとちょっと気になっていたのですけれども、この場でなくて後でも結構なのですけれども、ちょっと教えていただければと思います。

渡邊委員長職務代理

指導室長。

指導室長

私、その番組を見ていないのですが、副校長先生の多忙感というのは昔からあって、よく「セブンイレブン」などという言葉があるのですけれども、朝7時に学校に行って帰るのが11時くらいになるなどという言葉があるのですが、それについては大きな課題だというふうに私どもも思っていますし、東京都の教育委員会もそういうふうに捉えています。それに対して幾つか工夫を現在しています。今、委員のおっしゃった中野区としては係長級の職員を現在中学校のほうに派遣をして、事務軽減を図っているというのもありますし、それから各学校に、全部ではないのですが、経営支援部という組織をつくって、事務、それから校務主事ですとか、あと非常勤の教員がいる学校については、子どもたちへの指導の部分はあるのですが、副校長の補佐をするというのも仕事の一つとして挙げられていますので、そういった形で複数の職員で支援部を立ち上げて、副校長に仕事が集中しない形で補佐をするというようなことに取り組んでいます。これについては、校長先生方とのヒ

アリングの中では、そういう組織が円滑に回っているところは、かなり副校長の仕事を軽減できているというような報告も聞いていますので、これについては今後も進めていきたいなというふうに考えています。

渡邊委員長職務代理

そのほかに、各委員から何かございませんでしょうか。

高木委員。

高木委員

11月16日の日曜日ですが、学生と一緒に中野区で行ったいずみ教室の秋のスポーツフェスティバルにボランティアとして参加してまいりました。いずみ教室というのは、中野区と愛育会、ボランティアの方が共同で運営している知的障害のある方の生涯学習の場で、原則月2回、区立第四中学校と中野特別支援学校の校舎をお借りして運営しているものでございます。当日、第四中学校の弓田校長先生と特別支援学校の校長先生も来賓でいらして、ご挨拶をして運動会を見ていただきました。その前の月に、区立小中学校特別支援学級連合運動会を学生もそれを見て参加して、すごくにぎやかで観客席も埋まった状態でしたが、いずみ教室の運動会は、参加される学級生の方は、区の運動会に比べると半分くらいなのですが、観客席が10人くらいしかなくて、いずみ教室の方というのは卒業はないのですが、毎年継続していらっしゃると。中には50、60、70歳に手の届く方もいて、家族の方もいないのですね。それで、グループホームで暮らしている方もいて、でも運動会ということで、徒競走、リレーですとか、あるいはパン食い競争ですとか、玉入れということで、学生も一緒になって一日ボランティア活動をさせていただきました。非常にいい経験を学生と一緒にさせていただいたなと思っております。

以上です。

渡邊委員長職務代理

ありがとうございました。

私のほうからも1点ご報告させていただきたいと思います。

先週末、15、16日に帝京平成大学のほうで学園祭がありました。その学園祭の中に医療系の多職種が連携して、がんの啓発活動のイベントも行われていました。その中に帝京平成大学の学生もまざって、中野区内の医療機関、訪問看護、薬局、そして訪問診療みたいなものに同行させてもらって、そのレポートを書いているようなものもあり、それでセミナーその他等を行ってまいりました。こういった中野の雰囲気というか、学生のキャンパス

というよりは公園の中に溶け込んだ学校ということで、土曜日、日曜日はとても天気がよかったですから、近くの子どもたちや、小学生、中学生も多く参加されておりました。こういった形で大学の構内に入っていき、学園祭という以前にそのまま自然に構内に入れて、学生たちの生活を見られるということは、当然公園でしょうから、中野区の在住の方が多かったと思うのですが、そういう方が学校を見ていただいていると希望が持てたりとか、今後の方針とか大学構内を見られるということは、とてもいいことだなと感じておりました。

以上、報告させていただきます。

そのほか、何かご報告ございますでしょうか。

ご発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告>

渡邊委員長職務代理

事務局報告事項の1番目、「学校統合委員会の設置について」のご報告をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、「学校統合委員会の設置について」報告いたします。

お手元の資料をごらんください。平成29年4月に統合を予定しております、中野神明小学校と新山小学校、それから多田小学校と新山小学校、それから大和小学校と若宮小学校、これらの統合を円滑に進めるために学校統合委員会を設置いたしました。

これから、それぞれの学校統合委員会におきまして、資料記載の協議事項につきまして協議をし、その結果を取りまとめて教育委員会に報告していくこととなります。

設置日は中野神明小学校・新山小学校統合委員会が11月4日、多田小学校・新山小学校統合委員会が10月30日、大和小学校・若宮小学校統合委員会が10月27日でございます。

設置期間は、それぞれの学校の統合が平成29年4月を予定しておりますので、学校統合委員会は平成29年3月31日までとなります。

委員の名簿につきましては、それぞれ学校統合委員会ごとに別添の1から3のとおり、おつけしております。委員は名簿に記載のとおり、町会・自治会からの推薦、PTAからの推薦、学校長の推薦、公募、学校長、副校長、それから教育委員会事務局の職員から構成しております。

学校統合委員会の協議事項につきましては、それをお知らせするために『統合委員会ニュース』を発行します。『統合委員会ニュース』は統合する両校の児童の保護者、それから統合

委員会の通学区域内の保育園、幼稚園の園児の保護者へ配付するとともに、関係町会や自治会による回覧をいたします。また、区民活動センターの窓口等での配付、教育委員会のホームページの掲載により行ってまいります。それから、学校統合委員会の開催予定、会議要旨等につきましては、教育委員会のホームページで掲載をしております。

報告は以上でございます。

渡邊委員長職務代理

ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言ありましたら、お願いいたします。

高木委員

統合委員の区分のところでございますが、公募ということで、別添1で乳幼児の保護者の方が2名、別添2では1名、別添3ではやはり乳幼児の保護者の方が2名ということなのですが、こちらの公募については、何か乳幼児の保護者でなければいけないというようなレギュレーションがあったのでしょうか。それともたまたま応募された方がこういう形になったのでしょうかというのが確認で1点と、あとはどれくらい応募があってこの人数になったのか、それとも2名ないしは1名だけですねんり決まったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

副参事（学校再編担当）

1点目なのですがすけれども、公募につきましては、これから小学生になるお子さんをお持ちの保護者の方ということで、乳幼児の保護者に限って公募しております。それから、応募状況なのですがすけれども、統合委員会ごとに1名ないし3名の応募がございました。学校統合委員会の要項では、公募につきましては約2名程度ということで予定をしておりますので、数の多いところにつきましては選考させていただいたということになります。

渡邊委員長職務代理

ほかにございませんでしょうか。

大島委員

関連して、委員の選考に関してなのですがすけれども、ちょっと確認なのですが、町会・自治会推薦というところにつきましては、関連する近隣町会とか自治会に一任して、そこで推薦していただいたというやり方なのかなとは思のですがすけれども、PTAのほうについては、PTAに一任してそこで選んでいただいた方というようなことなのかなと推測するのですがすけれども。それを確認ということと、あと、学校というところについては、関係す

る学校の校長先生などということで、これはほとんどすんなり、当然の立場として加わっていただいたということかなと思っているのですけれども、一応確認したいと思います。

副参事（学校再編担当）

まず町会・自治会につきましては、統合する学校の関連町会にお話をしまして、町会のほうから推薦をいただきました。それからPTAにつきましては、統合する両校のほうのPTAのほうにお話をいたしまして、PTAのほうから推薦をいただきました。それから、学校長推薦の枠につきましては、学校長のほうから当該学校に関係の深い方の中から適切な方をご推薦いただいたと考えております。それから、学校推薦はこれは校長と副校長に出てきていただいております。

渡邊委員長職務代理

ほかにご意見、ご質問は。

大島委員

この委員会ができたときに、座長というのでしょうか、進行役といいますか、そういう方はこの中で今後決めるようなことになるのでしょうか。その辺の選考の仕方について、何か情報があればお願いします。

副参事（学校再編担当）

学校統合委員会の委員長、副委員長なのですけれども、これは統合委員会の中で互選をするということになっております。それで、互選をいたしました。第1回目の委員会をそれぞれ開いておりますので、第1回目の委員会でそれぞれ互選をして、委員長、副委員長の推薦をしていただきました。名簿の中で二重丸がついている方が委員長、それから一つの丸がついている方が副委員長ということで、それぞれ互選をしていただいて決めていったということになっております。

渡邊委員長職務代理

ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。

高木委員

協議事項の(1)で「統合新校の名称、校章、校歌及び校旗に関すること」とあるのですが、統合新校の名称について、レギュレーションといいますかNGワードといいますか、あったらちょっと確認したいのですけれども。と言いますのは、これまでの設置校の中で、私は実は教育委員の前は旧六中と旧十一中の統合委員をやっていて、副委員長もやっていた

のですが、そのときはいろいろ、最初のころだったので苦労した結果、緑野中学校という名前になりまして、それはそれでよかったのですが、その後なぜか横に緑野小学校ができて、それは悪いということではないのですけれども、それはありだったのかなというような話も実はあったかなと思うのです。例えば、これから多田小・新山小の統合のときに、南中野小学校とかというのはやってもいいのかとか、これはだめよというのがあったらちょっと確認をしたいと思うのですが。

副参事（学校再編担当）

統合新校の名称を決めていくのはなかなか難しい問題だというふうに思っております。中野区では、統合する場合に二つの学校、両校を閉じて新しい学校をつくっていくこととなりますので、新しい学校としてふさわしい名前を考えていくということになっていくと思います。その際に、この名称はだめだというものは特にないのですけれども、どちらかの学校の名前をそのまま引き継ぐというのはなかなか難しいのかなということで、前期の場合もどちらかの名前になるということは避けていただいたというような経緯がございます。その他のことにつきましては、統合委員会の中で話し合っただけで決めることとなりますので、今の段階で特段NGというようなことはございません。

高木委員

旧六中と旧十一中を統合する際も、初めてのほうだったので、いろいろな議論があって、その中で区の方からいろいろ情報提供をいただいて、例えば挙がってきた名前の中にその学校名は結構、東京近隣にたくさんあるので、中野区立とつきますけれども、かぶるけれども大丈夫ですかねとか、この漢字だとちょっと難しくて、中学生はいいけれども地元の小学生から見たときにわかりにくいですかねと、アドバイスはいただいたと思うのですよ。ただ、基本的には統合委員会で決まったものを教育委員会でひっくり返すとか、条例制定のときに区議会がひっくり返すということはないと思いますので、お任せでいいと思うのですけれども、そこはあまり事務局の方が誘導するのはよろしくないと思うのですが、適切な情報提供はしていただいて、お任せしてぜひいい校名をつけていただくようお願いしたいと思います。

渡邊委員長職務代理

そのほか、ございませんでしょうか。

大島委員

質問とかではないのですけれども。統合委員会というのはすごく重要な役目だというの

が、これまでの再編でいろいろと経験してきて実感しております、やはり今高木委員がおっしゃった、そもそもの学校の名前を決めるという重大な役目があるわけですし、またそのほかにも、校歌が新しい歌がつけられるという場合が多いのですけれども、歌をつくること、それから学校の旗、校章などを決める。それから、帽子を決めた学校が多いのですけれども、その帽子の形、色とかですね、実際の生活に関係するようなことも含めてとても重要なことを決める役目ですので、委員会は本当に大事なものだと思います。委員の方たちにはぜひ頑張ってください、いろいろな区民の方の声も参考にしながら、いい学校でいいことをいろいろと決めていただきたいと思います。希望しております。

以上です。

渡邊委員長職務代理

そのほか、ご質問、ご発言ございますでしょうか。

私のほうから再度確認なのですけれども、公募については先ほどご説明いただいたのですけれども、1名から3名の応募があったということで、3名についてはその中で選んでいただいたということなのですけれども、恐らくそういう言い方をすると、多田小学校・新山小学校につきましては1名しか応募がなかったのだらうと、そのままになってしまうわけなのですけれども、公募につきましては特に、誰でも手を挙げて1名しかなければそのまま採用というか確認はされたのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

失礼しました。先ほど説明が少し不足しておりました。選考自体は全ての学校統合委員会において行いました。1名であっても、2名であっても、公募していただいた方が委員となっていただくのにふさわしい方なのかどうか、公募に当たりましたは統合新校にかける思いというふうなことで作文を書いていただいておりますので、それは参考としながら、統合委員としてふさわしい方かどうか一定の選考をいたしまして、このような結果になったということでございます。

渡邊委員長職務代理

ありがとうございます。

もう1点なのですけれども、先ほど新校の名前においては両校の名前をそのまま継続することはならんというような発言があったのですけれども、実際、地域の名前がついていたりして、その地域にありながら地域の名前をつけないというのも、両者が納得がいてもその名前だけを外して検討しなければならないというような形でいいのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

統合新校の名称につきましては、これから協議することになりますけれども、前期の例におきましては、今まであった両校を閉じて統合新校とするということで、どちらかの学校の名前を引きずるような形のものとは避けていただいたという経緯がございます。そういったことを踏まえて、これから協議をしていただくということになっていくと思っております。

渡邊委員長職務代理

また、この協議事項の内容を見ても、統合新校を設置するに当たって重要項目があるわけですが、これから2年少しの期間はございますが、こういったことを決めるには時間が少ないのではないかなと思われまます。

それで、この委員会のニュースを発行しという、この委員会の開催予定というのは、大体年間2回とか月2回とか何回くらいを予定して、ニュースの発行も、どの程度の間隔でやるつもりでいるのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

まず、統合委員会の開催頻度なのですが、おおむね2か月に1回程度を予定しております。

ニュースの発行は、統合委員会を開いた都度というふうに考えておりますけれども、協議事項等であまり進展がない場合にはまとめて出すということもございます。基本的には、統合委員会の開催にあわせてニュースは発行していきたいというふうに考えております。

教育長

先ほどから、統合新校の名称について各委員からいろいろご質問が出されていますが、統合新校の名称の選定の仕方等につきましては、石濱副参事からお話をしていただいておりますけれども、今まで統合してきた学校の例などを見ますと、やはり委員長が先ほどおっしゃったように、それぞれの地域の名前がついていて、それぞれの地域の方はそこに非常に愛着を持っている、歴史もあるということですが、そこから新しい学校をつくっていくのだという思いを両方の地域の方が統合委員会で一つになって、皆さん学校づくりに努めていただきたいという思いがあります。本当に名称ってすごく難しいと私も思っていますし、これまでも幾つもいろいろ紆余曲折もありましたので、事務局としても慎重に、あるいは他校とのバランス、今まで実施してきた統合校とのバランスということもありますので、その辺、慎重に情報提供しながら進めていきたいと思っておりますし、また進

抄の都度、この教育委員会でもご報告をさせていただきながら、アドバイスもいただければというふうに思っております。

渡邊委員長職務代理

ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、そのほかにご質問、ご発言ございますでしょうか。

なければ、事務局報告第2番目、「平成26年度いじめの対応状況について」の報告をお願いします。

指導室長

それでは、「平成26年度いじめの対応状況について」、ご報告をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

1番目のところに、調査目的ということで、このいじめの対応状況を把握するために、毎年の中野区ではアンケート調査を実施しております。その調査を通じて浮かび上がってきた実態を踏まえて、問題の未然防止、早期発見、早期対応を図るということをやっております。

調査の方法ですが、児童・生徒、それから保護者にもアンケートをお願いしております。対象は小学校1年生から中学校3年生までの全ての児童・生徒とその保護者です。調査の対象と期間は、4月1日から9月30日までということで、この調査自体は10月上旬に各校で実施をしてもらっております。

3番目、調査結果です。いじめとして認知された件数と解消率について記させていただきました。上段が小学校です。平成26年度は認知件数が120件、前年比29件の増です。その右側の解消した件数は76件、そして指導継続中が44件ということになります。一番右側に解消率を載せておりますが、解消率は63.3%ということで、8.4%、小学校の場合はふえています。下の段が中学校になります。認知件数が63件で、これも小学校と同様18件の増という形になります。解消した件数は36件で、指導継続中は27件。中学校の解消率は57.1%ということで、19.6%の前年度比増という形になっています。(2)が、認知されたいじめの態様、どういう形でいじめが起きているかということで、これは複数回答がありますので、必ずしも件数とは一致をいたしません。見ていただきますと、小学校、中学校ともに悪口というものが多いいということになります。それから、小学校で少し特徴的なところが、暴力という項目に当てはまる、これはたたいたり蹴ったりというような身体的なものなのですが、これが前年度に比べて数が多くなっているかなというふうに思い

ます。

これを全体的に傾向を見た形で分析したのが、4番目のところに書かせていただいているのですが、先ほど認知件数が増加していますが、解消率も増加しているということで、これは丁寧に子どもたちの様子を見たりですとか、アンケートから把握して、それに対して担当がきちんと対応しているというところで、一定の評価ができるのかなというふうに思っています。現在、学校にはスクールカウンセラーですとか、心の教育相談員を含めた教育相談体制をきちんと整えていただいておりますので、そういう組織が有効に働いているのかなというふうに思います。

それから、認知されたいじめの対応では先ほど申し上げたように、悪口が一番多いということで、悪口も陰口もあつたりいろいろな形がありますが、陰湿化というのは私たちが一番懸念をするところでありますので、今年度についてはスクールカウンセラーが小学校の5年生と中学校1年生には、全員面接の実施をしています。そういった形で子どもの小さな声をきちんと把握することで、未然防止ですとか早期発見対応をしていきたいというふうに思っています。ただ、これまでも話題になりましたインターネットやスマートフォン等を介して行われるいじめについては、啓発活動をきちんとやっていくということで、そこにはファミリールールというものを載せていますが、セーフティ教室ですとか警察にもいろいろなメニューがありますので、そういったものを子どもたちに教育活動としてやっていくことも当然なのですが、保護者に対する啓発ですとか共通理解をお願いすることが肝心なのかなというふうに思っています。一番最後には、規範意識といって、やっていいことと悪いことをきちんと教えていく、子どもたちに納得する形で働きかけていくというようなことを、生命尊重ですとか人権尊重の教育を充実していきたいというふうに考えてございます。

説明は以上です。

渡邊委員長職務代理

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言ございましたらお願いいたします。

大島委員

4のところに全員面接という言葉があるのですけれども、これは例えば1年の間に必ず1回は各児童・生徒と、カウンセラーとか担当する方が、必ず一対一で面接するというようなことなののでしょうか。

指導室長

先ほど申しあげました全員面接ということで、全ての児童・生徒とは物理的な時間の中ではできないのですが、東京都は今小学校、中学校それぞれ全ての学校にスクールカウンセラーを配置していきまして、都のスクールカウンセラーに対しては、小学校5年生、中学校1年生に関しては全員面接をしてくださいということで、もう既に全て完了しています。そういったことが効果があるというふうにも考えますので、中野区では心の教育相談員なども配置をしていますので、今後心の教育相談員が話を聞くというような機会も考えていきたいなというふうに思っています。

渡邊委員長職務代理

そのほか、ございますでしょうか。

高木委員

このアンケート調査というのは、私は非常に重要だと思っております。もちろん、一義的には各クラス担任ですとか、あるいは管理職のクラスコンダクトや日常の観察の中で、いじめに至る前に指導していくというのが基本でございます。なかなか客観的になれない部分があると思うので、定期的にこういったアンケート調査をやることによって、取りこぼした部分をしっかり把握するとともに、いじめをやるとこういうところでわかってしまうという、抑止的な効果もあるのかなと。その結果として、今回いじめの認知件数がふえています、これ自体私は指導室長から説明があったように、見つけられたのでよかったのかなと。それで指導継続中の数自体についてはそれほどふえていませんので、重篤の部分が減っていないという問題はあるのかもしれませんが、目こぼしが少なくなっている、これでだめということはないのかなと思っております。ただ、少し懸念をしていますのは、小学校で悪口、暴力がふえているということで、小学生ですから、これがそのまま継続として中学生もふえていくようですと重篤ですが、私の長男も小学校6年生なのですが、ちょっと困っている部分が正直に言うところがあるので、ただ、あまり家でも無理に抑えつけるとかえって結果はよくないので、適宜注意はしておるのですが。

あともう一つ、先般教育委員会でも、インターネットあるいは情報デバイスを使った状況調査というのを今期初めてやって、その中でツイッターですとか、そういったものの数値があったと思うのですが、そのときに出ていて、悪口を書かれたというのはもうちょっと多かったというか、ここの調査上はその他にそれが入っているのか、それとも例えばインターネット等を通じたいじめについて、LINEで仲間外れにされたという割とポピュ

ラーな、ポピュラーと言っていいのかわかりませんが、短大生くらいでもあるのですけれども、いじめというのは例えば②の無視・仲間外れのほうに入ってしまうのか。あるいはツイッターとかSNSで悪口を言われたというのは①に入ってしまうのか、それとも⑥のその他に入るのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

指導室長

質問では、⑤の誹謗・中傷に当たるところが、何回か続けてパソコンや携帯電話でインターネットの掲示板に悪口を書き込まれたり、おどしや悪口などのメールを送られたりしていますかという項目なので、この誹謗中傷のところそういう情報デバイスを使ったものとしてはカウントをしているという形になるかと思えます。ただ、自由意見で書く欄もあるので、教員のほうがそれを最終的な判断をしてどこに落とし込むかというところは一部あるかなというふうに思います。

渡邊委員長職務代理

そのほか、ご質問、ご発言ございますでしょうか。

大島委員

インターネットとかスマホとかを通じてのことなのですけれども、なかなかそれは教員の方が直接的に見聞できないことなので、把握しにくい部分があるかと思うのですけれども、印象で結構なのですけれども、指導室長が見ている限りで、そういうネット等を使いたいじめの傾向というものは減っているとかふえているとか、その辺の状況はどうなのでしょう。

指導室長

それがいじめに当たるかどうかまではちょっとわからないところもありますが、問題行動等が各学校から報告をされている中で、特に中学生ぐらいになると、携帯電話ですとかLINEですとか、そういうものに絡んだものがふえているなという印象は持っています。

大島委員

特に区のほうで、そういうネットなどの通信について監視するというようなことはやっていないと思いますし、事実上それもできないと思うのですけれども、直接的に見聞するようなことについては、特に考えていないということですかね。

指導室長

東京都の教育委員会が、個別の学校名等が書き込みの中に入っているもので問題があると思うことについては、ピックアップできるような組織が今ありまして、そちらのほうか

ら定期的に、例えば中野区だったらこんなものがある、これは大丈夫ですよという情報提供等もあれば、内容が過激なので何らかに対応してくださいというような情報はいただいておりますが、区としてそれをやっているというところは今のところございません。

高木委員

今、指導室長が説明された、いわゆる学校裏サイトのサーベイランスということで、特定の学校の一見自由な意見を書けるようなBBSのような場がインターネット上にはありまして、そこにいろいろな悪口を、先生の悪口とか生徒の悪口とかを書くという状況で、それはサーベイランスができるのですが、今はそっちではなくて、個人の小さなグループの中で、例えば先ほど言ったLINEで仲間外れにしてしまう。昔ですと、よくわかりやすいのは、みんなで遊んでいたのをなぜかお昼休み、A子ちゃんだけぽつんと1人離れている。これは先生が見ればわかるのですが、LINEで仲間外れにされたってわかりませんよね。それは、ちょっと検知するのは難しい、あるいは個々の児童、生徒がやっているツイッターとかのいわゆるSNSの中で悪口を書く、LINEの中で悪口を書いちゃうというのもある。それは一番難しいのは、実際に口に出して言うということはほかの子も聞いていますし、言っているほうも悪口だなんて自覚があるのですが、SNSに書く場合は日記のような感覚なので、本人にほとんど罪悪感がないのですね。その教育をやっていかなくてはいけない、しかもその主戦場が今だんだん低学年化して行って、女の子の場合、特におませさんなので、小学校中学年くらいからスマホを持っていたりするので。うちはまだ小6で、キッズ携帯で家族としか通話できないのというものを持たせていて、息子からはクレームが来ているのですが、頑として中学生になるまではだめだと。これは何かのときの通信用だと言っているのですが。なので、本当に中学生よりも前の段階で情報デバイスを与えられるケースが、塾とかで多くなってきますので、高学年ではなくて中学年くらいからネチケット、インターネット上のルールやマナーというのを教えていく。人に向かってとげとげ言葉を言うてはいけませんよというのを、並行してやらなくてはならない時代になっていますので、非常に難しいのですけれども。ただ、各学校ではセーフティ教室とかで、個々には取り組んでいると思います。それは、今回せっかく先ほどお話したように、中野区は全区的なウェブ上の調査をやりましたので、それを踏まえて差異がないようにしていくという努力の推進はすごく必要だと思います。

渡邊委員長職務代理

こういった取り組み、10月上旬に実施するという事だったのですけれども、これは、

年1回だけ、または3月くらいにもう一回やられているのでしょうか。

指導室長

本区では、10月上旬に1回目をやって、その後追跡調査というのをやります。継続している指導の状況がその後どう変化したかということで、12月と2月に追跡調査をする形で、その追跡調査の中では継続しているものだけではなく、新たに発生するようなトラブル・いじめもありますので、そういうところを把握して対応していくというふうになっております。

渡邊委員長職務代理

私自身はこのいじめの対応については何とかしなくてはいけないという気持ちを常に持っております。こういった対策でアンケート調査をしているという、これは一つの方法で、これだけで全てが解決するわけではないですけれども、とてもいい取り組みだったと思います。

高木委員からもありましたように、認知件数がふえたということは、これは単純にいじめがふえたというふうに捉えるのはかなり難しく、逆にいうと、これで把握がかなりできるようになったのだらうと。ただ、この水面下にはまだまだいっぱいあるのではないかという形で、我々のほうとしてもいろいろな策を講じて、そういったいじめの把握というのをしていかななくてはいけないのだらうと思っております。この中で、高木委員が言われたように、このアンケートによっていじめの内容というのも少しずつ分析されてきているわけで、暴力とか悪口、特に暴力というものに関して、小学生においては数が多いということで、指導のほうはそういったことについて、積極的に指導できる材料にもなっているのかなと思っておりました。

ただ、我々大人が考えるいじめと子どもが考えるいじめと、そのいじめのラインというのが、どこからいじめられているのか、どこからいじめているのか、どちらの方向から見ても、そのラインを明確にするという点ではやはり教育しかないのだらうと思うのですけれども。迷惑行為は自分が迷惑と思っているか相手が迷惑と思っているか、ルールでは迷惑と思われたら迷惑といわれるみたいですが。やはり、中野区の学校教育の理念の中に一番最初に入っている、生命を大切にし、人権を尊重するというようなことの教育の大切さを今後も訴えていただきたいと思います。

それと、全員面接という大島委員から指摘されている部分なのですが、これは非常に効果が上がっている。産業医などをやっている場合に、例えば健康相談というのは、

何かあったら来てくださいというとは来ないのですね。だけど、全員順番に、順次ずっと回り続けて1人ずつインタビューをすると、健康状態だとか環境だとかというのは、必ず問題点が浮き彫りになってきます。ですから、このスクールカウンセラーだけがやるというのではなくて、担任というとあまりにも身が近過ぎて本当のことが出てこないとか、第三者ではないというか、あまりにも自分とかかわりがあり過ぎるものですから、そういったかかわりの少ないところで面接などを行う。誰々がどうだというのではなくて、一言学校の生活でどうですか、何か問題はないですか、嫌なことはないですかと、一言でお昼休みにでもちょっとずつ話していくようなことは非常に効果が上がるのではないかなと、私自身個人的に思っております。

アンケートを取るときに一番重要なのは、もう一度確認なのですから、これは記名式でしょうか。

指導室長

記名式でやってもらっています。

渡邊委員長職務代理

やはり記名式も、皆さんもご存知のとおり、こういうものを把握するときに、我々としては知りたい事実ですよね。誰が誰をというのを絶対知りたいところなのですから。数の総数を把握するに当たっては、記名式であれば必ず少なくなってしまうということがございますので、そういった点もまず、実態の数の把握とかだけで考えるのであれば、簡単な形でもよろしいかと思うのですけれども、受けたことがありますかという調査はされているのでしょうか。記名ではなくて、無記名で全生徒で、とりあえず嫌なことがあったとか、あと、記述式だとアンケートの回収率が悪くなってしまうので、ある・ないとか丸つけ式みたいな形でアンケートを取られたという経過はありますでしょうか。

指導室長

まず、中野区の調査においては必ず書くという形ではなくて、なるべく書いてくださいという表現なので、記名されていない形で出てくるのもあるかなというふうに思います。今、委員がおっしゃった質問なのですから、学級指導の中で担任としてクラスの状況をつかみたいということで、適宜実施しているクラスもありますし、学校によっては毎月学校独自の大きかりなものではないような調査を実施することで、先ほど高木委員がおっしゃった抑止の部分も含めてやっている学校もあります。ただ、それを中野区全体としてはこの形でやっているものだけで、あとは各学校ですとか各学級での対応になるかという

ふう理解をしております。

渡邊委員長職務代理

ありがとうございます。どの方式が実際にいいのかはわからないのですが、指導室のほうでそういったいろいろな取り組みの中で、一番こういった形でやっていたのが効果があったとか、そういったところもぜひ検証していただきたいなと思っております。

最後にもう1点だけなのですが、重大ないじめ事案みたいなものは現中野区ではございますでしょうか。実名その他等は避けていただいて当然構いませんけれども。

指導室長

重大なところの定義はなかなか難しいところなのですが、いじめだけではないのですが、いろいろな人間関係とかが原因で、欠席が長期にわたっているお子さんも実際に報告を受けていますので、それについては丁寧に一つ一つ対応していきたいなというふうに考えております。

渡邊委員長職務代理

よろしく申し上げます。

そのほか、ご質問、ご発言でございますでしょうか。

大島委員

渡邊委員のご発言に関連して、子どもの立場からして嫌なことがあったときに、もちろんこういうアンケートの場というのもいいのですが、日常の学校生活の中で嫌なことがあって、これを悩んでいるというようなときに、担任の先生に言うことももちろんいいのですが、あまりにかかわりが多過ぎて言えない場合もあるかもしれない。そういうときに、スクールカウンセラーとか心の教室相談とかあると思うのですが、そういうものがあって、相談していいのだよということを周知するということはもちろんやっているかとは思いますが、子どもたちがいつもそのことを頭の隅に置いて、何かあったらそこに相談できるというような情報提供といいますか、そういうのを徹底してやっていただけるといいなと、希望です。

渡邊委員長職務代理

そのほか、ございますでしょうか。

なければ、次に行きたいと思えます。

事務局報告事項の3番目、「平成27年度教科書採択の実施について」の報告をお願いします。

指導室長

それでは、お手元の資料に基づきまして、平成 27 年度の教科書採択の実施についてご説明をしたいというふうに思います。

本年度、小学校の教科書の採択をしていただきました。来年度は区立中学校の教科書の採択という形になります。

1 番目、「目的」のところに、その経緯については書いてございますが、来年度は 28 年度から区立中学校で使用する教科書を新たに選んでいただくという形になります。

3 番目、「採択の期限」ですが、平成 27 年 8 月 31 日までに採択を行うといった形になります。

4 番目、選定調査委員会というものがございますので、委員については、(2)のところで学識経験者、それから校長及び副校長、教諭、在籍生徒の保護者、そして公募の区民の方という形で選定調査委員会を編成する形になります。

公募の区民の方につきましては、そこにありますように、『なかの区報』の平成 27 年 2 月 20 日号で周知をする、同時にホームページでも公募を行う形になります。

裏面のほうを見ていただきますが、6 番目の教科書展示会というものがございます。特別展示を教育センターで実施する。それ以外に中野区独自の展示会を区内 4 か所程度の教育施設等で実施するというので。これは以前、旧生涯学習館というような表記になっておりましたが、その他、もう少し利便性のいいところにしてはどうかというようなご意見がございましたので、現在そのあたりは詰めているところであります。

別紙 1 のほうが、採択の流れということで、図式に示させていただいています。教科書採択をしていただくのは、一番上にある教育委員会で採択をいたしますが、先ほどご説明した選定調査委員会が細かい調査をしていくところになります。そこに矢印が三つの方向から来ていますが、まず右側の保護者・区民の方たちは、展示会等を通して教科書を実際に見ていただいて、ご意見をいただく。それから、左側は学校のほうからの各教員が見て、それに対する意見ですとか、子どもたちにもアンケート調査を実施するというものもあります。下から上に上がってきているところが、調査研究会というものになりますが、これが前のページの 5 番目に当たる場所なのですが、区立中学校の各教科ごとの先生たちが専門の立場で教科書を吟味して、報告を選定調査委員会のほうに上げるという形で、選定調査委員会が取りまとめて教育委員会に報告をするというような流れになってございます。

最後の別紙 2 ですが、大まかなスケジュールを示させていただいております。先ほど

申し上げた、区民委員の公募が2月からスタートします。実際には、さまざまな事務作業は27年の5月から委員の委嘱ですとかが始まりまして、一番下の平成27年8月上旬あたりの教育委員会で最終的に採択していただくというような形で進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

渡邊委員長職務代理

ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、ご質問等ご発言ありましたらお願いいたします。

大島委員

きのうあたりでしたか、ニュースで学習指導要領を10年ごとに見直すことになっていて、ちょうどその見直しの時期だとかいうようなことを聞いたような気がするのですが。学習指導要領の改定ということと、何か教科書採択と関係とか影響はあるのでしょうか。

指導室長

中学校の学習指導要領が改定されてから、まだ10年はたたないかというふうに思いますので、ただ、いろいろな作業が始まっていくことはあるかとは思いますが、直接教科書採択に大きなファクターはないかというふうに思います。

大島委員

済みません、そうでした。ちょっと今思い出しました。ニュースでもすぐにというのではなく、数年後のことを想定して準備を始めるというようなニュースだったような気がして、大変失礼しました。ちょっと不注意でございました。

渡邊委員長職務代理

そのほか、ご質問、ご発言等ございますでしょうか。

私のほうから確認なのですが、今年度小学校の教科書採択が行われましたけれども、中学校の教科書採択において、その流れの中で小学校のときと何か違うとか、その流れの中で今回、確かに展示の方法とか展示場所とかいわれていて、また、その中に展示期間というものなかなかちょっと難しいようではありますが、そういったものの検討はしていただけたというお話だったと思うのですが。それ以外に、この流れの中に今回新たに取り組んだとかそういったものはないのでしょうか。

指導室長

大きなことではないのですが、別紙1の選定調査委員会の中にどういう方が加わ

るかというところで、指導教諭という言葉は今回加わっているかと思います。指導教諭というのは、昨年度から東京都の中で4級職として位置づけられたものなのですが、教科の専門性の高い先生で、他の教員の研修会等で活躍できるような方が本当にごく少数なのですけれども、中野区にもいらっしゃいますので、そういう方たちにもこういう選定調査委員会に入っていただきたいなということで、名前を加えさせていただいています。

渡邊委員長職務代理

それにつきまして、この委員会のメンバーの全体の数ですね。これは、それだと少しふえたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

指導室長

数は特にふえてはおりません。同じでございます。

渡邊委員長職務代理

教科書選定、採択に当たって、私も経験させていただきましたけれども、やはり現場の声というのは非常に重要なところございまして、我々いろいろな参考の資料とか教科書を見ましたけれども、やはり現場の声というのを一番大切にしたいという意味では、こうしたベテランの先生、教科にすぐれた指導能力を持っている先生に加わっていただけということは非常にいいことだと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

そのほか、ご質問、ご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのほかにも事務局の報告事項はございますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

渡邊委員長職務代理

ここで、傍聴の方に12月教育委員会定例会の開会予定についてお知らせします。12月の教育委員会定例会の開会予定は議事日程の裏面に記載のとおりです。後ほどお読み取りください。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会第33回定例会を閉じます。

午前11時04分閉会